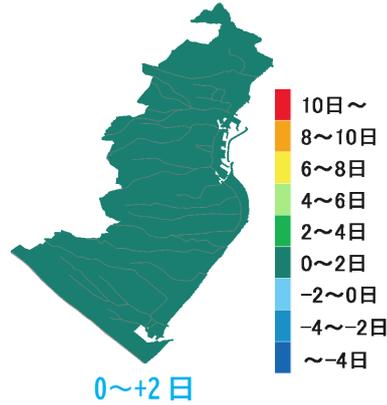


## ⑤日降水量 50 mm/日以上の日数

日降水量 50 mm/日以上の日数は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は 0~+2日、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は +2~4日、現在よりも増加すると予測されています。

厳しい温暖化対策をとった場合



0~+2日

厳しい温暖化対策をとらなかった場合

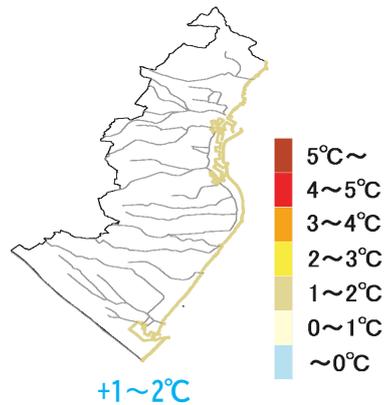


+2~4日

## ⑥平均海面水温

平均海面水温は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は +1~2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は +3~4℃、現在よりも上昇すると予測されています。

厳しい温暖化対策をとった場合



+1~2℃

厳しい温暖化対策をとらなかった場合

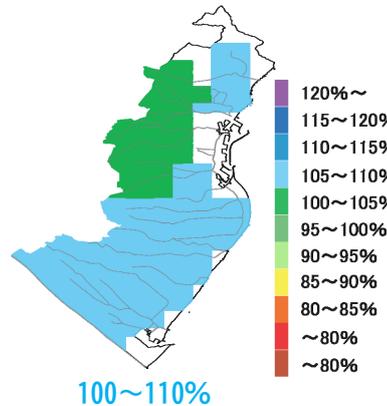


+3~4℃

## ⑦コメ(収量)

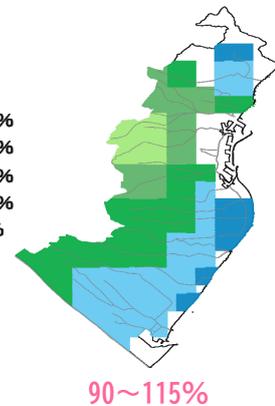
コメ(収量)は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は 100~110%、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は 90~115%、現在よりも減少または増加すると予測されています。

厳しい温暖化対策をとった場合



100~110%

厳しい温暖化対策をとらなかった場合



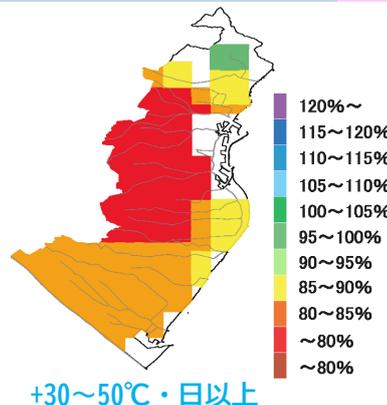
90~115%

## ⑧コメ(品質)

コメ(品質)は、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP2.6) は +30~50℃・日以上、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) は +50℃・日以上です。

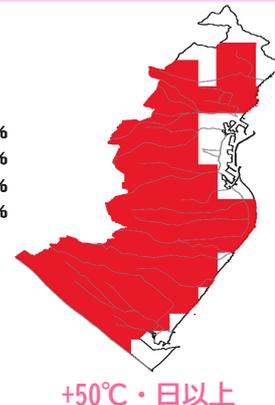
特に +40℃・日以上になる地域では、高温による品質低下リスクが高いと予測されています。

厳しい温暖化対策をとった場合



+30~50℃・日以上

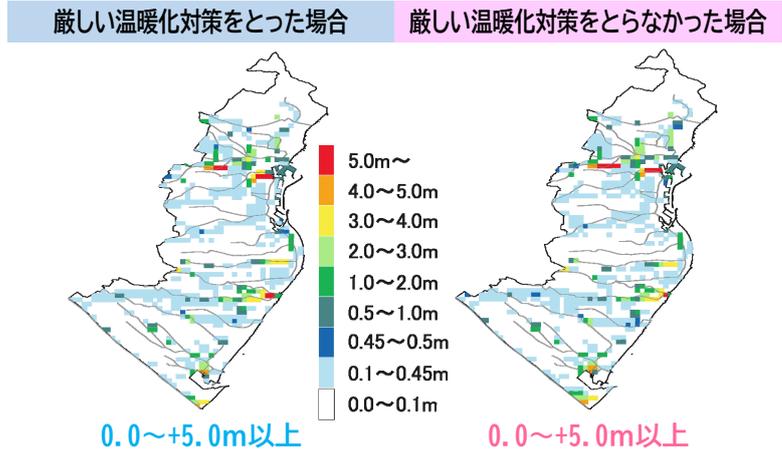
厳しい温暖化対策をとらなかった場合



+50℃・日以上

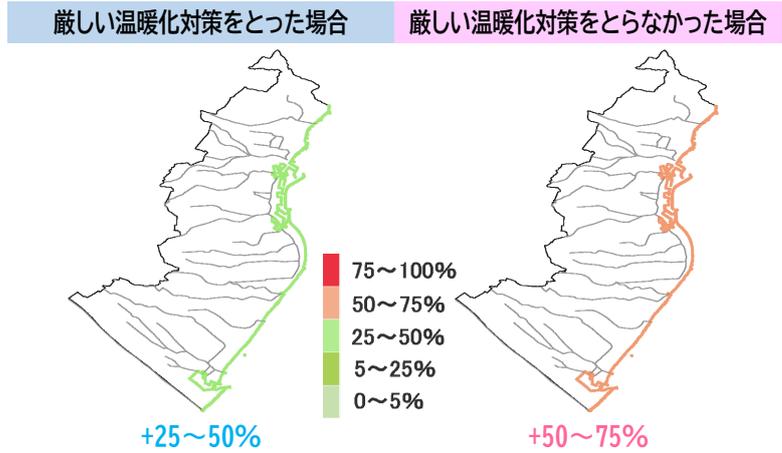
⑨洪水氾濫(最大浸水深)

洪水氾濫(最大浸水深)は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)ともに、現在と比べて0.0~+5.0m以上となり、最大で+5.0m以上と予測されています。



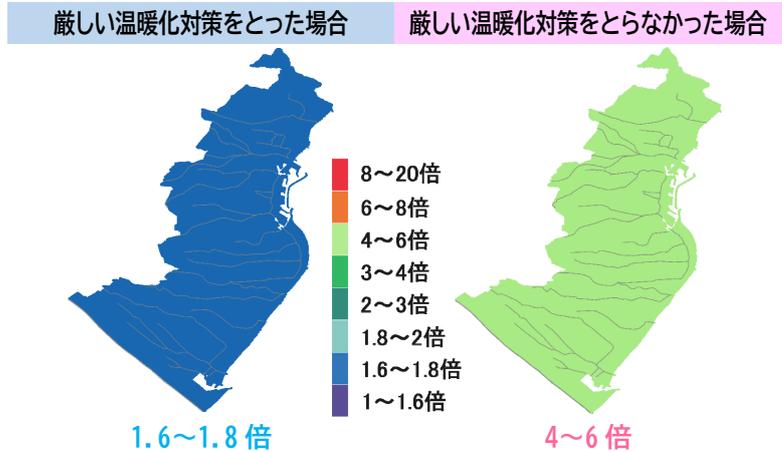
⑩砂浜消失率

砂浜消失率は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は+25~50%、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は+50~75%、現在よりも増加する(砂浜が消失する可能性が高まる)と予測されています。



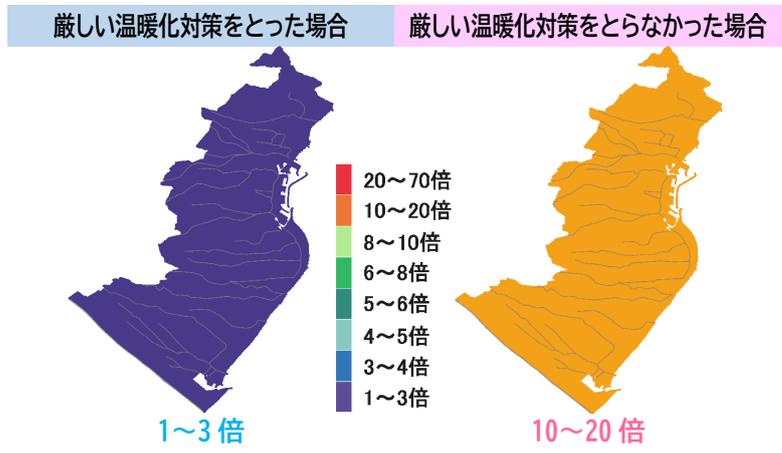
⑪熱中症搬送者数

熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は1.6~1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は4~6倍、現状よりも増加すると予測されています。



⑫熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は1~3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は10~20倍、現状よりも増加すると予測されています。



## ■将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状<sup>そうせい</sup>趨勢ケース）について将来推計を行いました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、部門ごとの温室効果ガス排出量が、それぞれの部門を代表する「活動量」（世帯数や自動車保有台数など）に比例すると想定して算定します。将来の活動量については、統計データや上位計画、個別計画などにおける目標値を使用し、目標値がないものは、過去の経年変化などに基づく予測値を設定しました。

【計算例】	2030年度の温室効果ガス排出量 = (2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量 / 2019(令和元)年度の活動量) × 2030年度の活動量
-------	---

活動量の推計結果

部門	活動量の指標	実績		将来推計		推計の考え方	
		2013(H25)年度	2019(R1)年度	2030(R12)年度	2050(R32)年度		
		基準年度	現状年度	現状趨勢	現状趨勢		
産業	製造業	製造品出荷額等（千万円）	52,694	62,395	68,966	73,404	①
	建設業・鉱業	建設業・鉱業従業者数（人）	3,718	3,466	3,315	3,225	②
	農林水産業	農林水産業従業者数（人）	1,175	945	830	768	②
家庭	世帯数（世帯）	49,893	53,117	54,543	50,902	③	
業務その他	業務その他従業者数（人）	42,383	41,534	39,572	34,484	④	
運輸	自動車（旅客）	旅客用自動車保有台数（台）	89,334	90,026	85,774	74,745	⑤
	自動車（貨物）	貨物用自動車保有台数（台）	6,773	6,350	6,089	5,913	⑥
	鉄道	人口（人）	140,620	136,807	132,283	115,274	⑦
	船舶	船舶入港トン数（千t）	1,542	1,369	1,503	1,503	⑧
廃棄物処理	一般廃棄物焼却処理量（t）	34,798	33,971	32,366	28,205	⑨	
	終末処理場処理水量（m <sup>3</sup> ）	4,236,695	4,077,427	3,884,834	3,385,321	⑩	
農業	耕地面積（ha）	1,570	1,560	1,560	1,560	⑪	
代替フロン類	世帯数（世帯）	49,893	53,117	54,543	50,902	③	
（参考）	平均世帯人員（人/世帯）	2.82	2.58	2.43	2.26	⑫	

- ①現状値は「工業統計調査」「経済センサス」を使用。将来推計は2013（H25）～2019（R1）年度のトレンド分析から設定。
- ②現状値は「事業所・企業統計調査」「経済センサス」を使用。将来推計は2013（H25）～2019（R1）年度のトレンド分析から設定。
- ③現状値は「国勢調査」「静岡県の推計人口」を使用。将来推計は人口の将来推計に平均世帯人員の将来推計（⑪を参照）を除することにより設定。
- ④現状値は「経済センサス」を使用。将来推計は2019（R1）年度の実績に人口の将来推計（人口増加率）を乗じて設定。
- ⑤現状値は「静岡県の自動車保有台数」（乗用車＋軽自動車＋バス）を使用。将来推計は2019（R1）年度の実績に人口の将来推計（人口増加率）を乗じて設定。
- ⑥現状値は「静岡県の自動車保有台数」（準乗用車＋トラック＋特殊自動車）を使用。将来推計は2013（H25）～2019（R1）年度のトレンド分析から設定。
- ⑦現状値は「国勢調査」「静岡県の推計人口」を使用。将来推計は「焼津人口ビジョン」の目標を達成するものとして設定。
- ⑧現状値は「区域施策編策定支援サイト・簡易推計」（環境省）を使用。将来推計は2013（H25）～2019（R1）年度の平均として設定。
- ⑨現状値は「焼津市一般廃棄物処理基本計画」を使用。将来推計は2019（R1）年度の実績に人口の将来推計（人口増加率）を乗じて設定。
- ⑩現状値は環境課資料を使用。将来推計は2019（R1）年度の実績に人口の将来推計（人口増加率）を乗じて設定。
- ⑪現状値は「作物統計」を使用。将来推計は2019（R1）年度の現状維持として設定。
- ⑫現状値は「国勢調査」「静岡県の推計人口」を使用。将来推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2019年推計）の静岡県・平均世帯人員の推計結果（2041（令和23）年度以降は多項式近似で設定）を基に本市の平均世帯人員を推計した。

## ■温室効果ガス排出量の削減見込量の推計

「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の目標年度における施策の削減効果を推計しました。

なお、2050（令和32）年度は国の計画などにおいても削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度に「温室効果ガス排出ゼロ」の目標を目指すための目安として設定しています。

削減見込量の推計結果

部門	項目	削減見込量(千 t-CO <sub>2</sub> )		根拠
		2030 (R12)	2050 (R32)	
産業	・ 太陽光発電の導入	6.4	44.3	I
	・ 産業用高効率空調機の導入	22.7	142.1	I
	・ 高性能ボイラーの導入	7.0	79.5	I
	・ ESCO 事業による省エネ技術の導入	2.3	24.7	I
	・ その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	49.8	49.8	B
	・ 燃料転換の推進	3.6	3.6	B
	・ FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2.6	2.6	B
	・ 電気事業者の取り組みによる CO <sub>2</sub> 排出係数の改善	64.6	67.0	C
	<b>【合計】</b>	<b>159.0</b>	<b>413.6</b>	—
家庭	・ 太陽光発電の導入	10.0	74.4	A
	・ 太陽熱温水器の導入	0.9	2.4	A
	・ ソーラーシステムの導入	2.8	7.1	A
	・ 高効率給湯器の導入	2.1	11.9	A
	・ 家庭用コージェネレーションの導入	0.9	4.0	A
	・ 計画・制御システムの導入	1.3	10.4	A
	・ 高効率照明の導入	0.6	1.6	A
	・ 省エネルギー行動の実践	1.6	2.9	A
	・ 緑のカーテンの設置	1.1	3.0	A
	・ 住宅の省エネルギー化	5.3	5.3	B
	・ トップランナー制度による機器の省エネルギー性能向上	2.9	2.9	B
	・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.9	1.9	B
	・ 電気事業者の取り組みによる CO <sub>2</sub> 排出係数の改善	40.0	37.3	C
	<b>【合計】</b>	<b>71.2</b>	<b>165.1</b>	—
業務 その他	・ 太陽光発電の導入	3.5	15.3	I
	・ 太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入	0.6	1.6	I
	・ 高効率給湯器の導入	2.7	27.5	I
	・ 業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.3	2.7	I
	・ ESCO 事業による省エネ技術の導入	2.0	6.9	I
	・ 市の事務事業における省エネルギー行動の実践	8.8	17.5	D
	・ 計画・制御システムの導入	1.5	8.1	I
	・ 建築物の省エネルギー化	2.8	2.8	B
	・ 高効率な省エネルギー機器の普及	4.0	4.0	B
	・ トップランナー制度による機器の省エネルギー性能向上	6.6	6.6	B
	・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.1	0.1	B
・ 電気事業者の取り組みによる CO <sub>2</sub> 排出係数の改善	35.5	30.9	C	
	<b>【合計】</b>	<b>68.4</b>	<b>124.0</b>	—
運輸	・ 次世代自動車の導入	24.1	131.2	E
	・ エコドライブの実践	3.6	29.3	A・I
	・ 公共交通機関の利用促進	4.6	8.0	A・B
	・ テレワークの実践	0.6	1.3	A
	・ 道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	3.0	3.0	B

部門	項目	削減見込量(千 t-CO <sub>2</sub> )		根拠
		2030 (R12)	2050 (R32)	
運輸	・ 鉄道・船舶分野の脱炭素化	3.2	3.2	B
	・ トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	3.9	3.9	B
	・ 電気事業者の取り組みによる CO <sub>2</sub> 排出係数の改善	2.4	2.2	C
	【合計】	45.3	181.9	—
廃棄物 処理	・ 廃プラスチックなどの削減	5.0	5.4	B・F・I
	・ 食品ロスの削減	0.1	0.3	A・F
	・ 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.2	0.2	B
	【合計】	5.3	5.9	—
農業	・ 農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	0.4	0.4	B
	・ みどりの食料システム戦略（農林水産省）の推進	0.0	4.1	G
	【合計】	0.4	4.5	—
代替 フロン類	・ 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	0.7	0.7	B
	・ 産業界の自主的な取り組みの推進	1.9	1.9	B
	【合計】	2.6	2.6	—
排出削減量の合計		352.2	897.6	—
森林 吸収等	・ 森林による CO <sub>2</sub> 吸収	13.3	13.3	H
	・ 農地土壌による CO <sub>2</sub> 吸収	0.4	0.4	B
	・ 都市緑化による CO <sub>2</sub> 吸収	0.04	0.04	B
	【合計】	13.8	13.8	—
排出削減量+森林吸収量		366.0	911.4	—

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

## 根拠一覧

	説明
A	「第3次焼津市環境基本計画に関するアンケート調査」を基本として設定
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して焼津市分を設定 (2050(令和32)年度は削減見込量が設定されていないことから、2030(令和12)年度と同じ数値で設定)
C	国の「地球温暖化対策計画」の電力排出係数の目標値から設定(2030(令和12)年度の目標値0.37→0.25 kg/KWh への変更)
D	「焼津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の目標値から設定
E	「次世代自動車戦略2010」及び「静岡県自動車保有台数」の近年の動向を基本として設定
F	「焼津市一般廃棄物処理基本計画」を基本として設定
G	国の「みどりの食料システム戦略」を基本として設定
H	市内の森林面積・公園緑地面積から吸収量を算定して設定
I	国等の動向を踏まえて独自に設定

## 5 焼津市環境基本条例



制定 平成 13 年 3 月 28 日条例第 8 号  
改正 平成 20 年 10 月 7 日条例第 85 号

目次  
前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）  
第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 18 条）  
第 3 章 施策の推進体制等（第 19 条・第 20 条）  
第 4 章 雑則（第 21 条）  
附則

私たちのまち焼津市は、秀麗な富士を仰ぐ駿河湾と大井川左岸に広がる豊かな志太野の自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候の中で、先人のたゆまぬ努力により発展してきた。しかしながら、近年、社会経済の発展は、生活の利便性を高める一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄等により環境への負荷を増大させてきた。そして、環境への影響は、地域社会のみならず、地球温暖化など地球規模にも及び、将来にわたる問題として認識されるに至った。

私たちは、かけがえのない環境を保全し、及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識のもと、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな郷土の環境の保全・創造を目指し、市民、事業者及び市が協働で推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当の範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快

適な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、将来にわたって継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人との共生を確保し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての者が公平な役割分担のもとで自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識のもと、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、資源の循環的利用、廃棄物の減量、電気その他のエネルギーの浪費の防止等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第 6 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的・社会的条件に応じた総合的及び計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境基本計画）

第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する本市の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらか

じめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるよう努めるとともに、第 20 条に規定する焼津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更の場合について準用する。

（事業者の事前配慮の促進等）

第 8 条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、当該事業者が環境の保全及び創造のために講ずるべき措置について定める協定を締結するよう努めるものとする。

（施策の策定に当たっての事前配慮）

第 9 条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第 10 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減等の活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育及び環境学習の振興に努めるものとする。

（規制の措置）

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 12 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を円滑に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に資する事業等の推進）

- 第 13 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設等の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 14 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用の促進に努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第 15 条 市は、市民等が自発的に行う再生資源の回収、緑化の推進等の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第 16 条 市は、第 10 条に規定する環境教育及び環境学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配

慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

（監視等）

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び調査の実施に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の状況等の公表）

第 18 条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を、毎年度公表しなければならない。

### 第 3 章 施策の推進体制等

（国等との協力）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

（焼津市環境審議会）

第 20 条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、焼津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### 第 4 章 雑則

（委任）

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 7 日条例第 85 号）

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。



## ア行

### ■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラーパイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん指定され、使用制限または禁止されるようになった。

### ■雨水浸透ます

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。

### ■ウォームビズ

暖房時の室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

### ■エコアクション 21

環境への取り組みを促進するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。

### ■エコツーリズム

自然や環境を損なわない範囲で、自然観察や地域住民の生活・歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。地域住民の働き場が組み込まれていることなど、観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合が多い。

### ■エコドライブ

「環境に配慮した自動車運転」のこと。具体的には、やさしい発進を心掛けたり、無駄なアイドリングをやめたりして、燃料の節約に努める。地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながる。

### ■エコファーマー

堆肥などによる土づくりや有機肥料の使用、農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼ぶ。導入計画に基づいて生産された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができる。

## カ行

### ■海岸保全施設

海岸保全区域にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設。

### ■外来生物（外来種） →P. 59 コラム参照

### ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽

に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。→P. 61 コラム参照

### ■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なる。

### ■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

### ■環境保全活動団体登録制度 →P. 80 コラム参照

### ■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。ゼロカーボンともよばれる。

### ■グリーン購入

商品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。→P. 67 コラム参照

### ■グリーン電力

太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーにより発電された電力のこと。石油や石炭などの化石燃料による発電は、発電するときに二酸化炭素が発生するが、再生可能エネルギーによる発電は、発電するときに二酸化炭素を発生しないと考えられている。

### ■グリーンコンシューマー

「環境を大切にす消費者」と訳され、買い物をする時から環境や健康のことを考えて商品を買ったり、お店を選んだりする行動ができる人のことをいう。例えば、「必要ものを必要な量だけ買う」、「使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ」、「作る時、使う時、捨てる時に、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ」などが挙げられる。

### ■クールビズ

冷房時の室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

### ■建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的として 2015（平成 27）年に制定された。正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講じるため、省エネ法から建築物に係る部分が移行された。現在、エネルギー消費性能基準への適合対象は住宅以外の一定規模以上の建築物であるが、2025（令和 7）年から全ての建築物が対象となる予定である。

### ■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。ヒートポンプ型や潜熱回収型などがある。

### ■こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成する。

### ■コミュニティプラント

住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽ともいえる。

### ■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

## サ行

### ■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを指す。

### ■事業継続計画（BCP）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

### ■静岡県レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある野生生物の生態・分布・生息状況など詳細な情報を取りまとめた本。2004（平成16）年3月に初めて発刊され、2019（平成31）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉」、2020（令和2）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈植物・菌類編〉」が公表された。

### ■静岡県版レッドリスト

絶滅に瀕している野生動植物の種を段階ごとに区分したリスト。2003（平成15）年度に初めて発表され、2017（平成29）年度に改訂された。

### ■市民農園

住民が自家用野菜や花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。

### ■集団回収

同じ地域に住む人々が、古紙などの再生資源を大量に集めて回収業者に引き渡す回収方式。集団回収の中心となるのは、町内会、自治会、こども会、婦人会、PTAなどで、地域の事情に応じた運営がされている。

### ■省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を金額とともにモニターに表示する設備。

### ■浄化槽の法定検査

浄化槽の使用者は、浄化槽の法定検査を受けることが法律（浄化槽法）で義務づけられている。浄化槽の法定検査は、浄化槽が正しく設置され、正常な機能を発揮しているかどうかを検査するもので、設置後の水質検査と定期検査の2種類の検査がある。

### ■植物群落

同じ場所と一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいう。

### ■新生ごみ処理容器 →P. 20 コラム参照

### ■水生生物による水質判定

サワガニ、トビケラ、ヒル、イトミミズなど30種類の水生生物を対象とする生息調査を実施し、その結果によって、その地点の水質階級の評価をするもの。「きれいな水」「少しよごれた水」「きたない水」「大変きたない水」の4つの水質階級に分類する。 →P. 65 コラム参照

### ■ゼロカーボンシティ

環境省により、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体」をいう。

## タ行

### ■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

### ■代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいため、モントリオール議定書により1996（平成8）年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のこと。代表的な代替フロンとしては、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）やパーフルオロカーボン（PFCs）などがある。二酸化炭素よりも強力な温室効果がある。

### ■多面的機能支払交付金事業

農業の担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、美しい景観や豊かな生態系等の農村環境を保全する活動を支援する事業。

### ■単独処理浄化槽 →P. 61 コラム参照

### ■地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネルギー化や農林水産業の振興にも効果が期待できる。

### ■長期優良住宅認定制度

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良

な住宅のことをいう。当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、所管行政庁の認定を受けることで、税制上の優遇を受けることができる。

#### ■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

#### ■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。次世代自動車と低燃費・低排出ガス認定車が含まれる。

#### ■出前講座

市の職員が地域などに出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを一緒に考えるもの。

#### ■低炭素建築物認定制度

低炭素建築物とは、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている、市街化区域に建築される建築物のことをいう。省エネ基準を超える省エネ性能を有することなどにより、所管行政庁の認定を受けることで、税制・融資などの優遇を受けることができる。

#### ■透水性舗装

道路などを舗装する際に隙間の多い舗装材を用いることで、道路や地表の舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装工法のこと。都市部の歩道や駐車場、公園などで使用されることが多い。水を地下に浸透させるため水たまりができにくく、浸透した雨水は地下水の保全やかん養につながる。

#### ■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

#### ■トッランナー機器

自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器（家電・OA機器など）の省エネルギー基準を、現在、商品化されている製品でエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能以上にするという考え方に基づいて製造された特定機器のこと。

## ナ行

#### ■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

#### ■二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

#### ■認定農業者

農業者が「農業経営基盤強化促進基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

#### ■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

#### ■乗合タクシー

10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。タクシー事業者が行っており、タクシー車両を用いるためこの名前がついているが、所定のダイヤと停車地に従って運行し、利用者はタクシーというより路線バスに近い感覚で利用することになる。

## ハ行

#### ■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車。

#### ■パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

#### ■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

#### ■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行などのほか、海塩粒子など自然現象によるものもある。

#### ■プラグインハイブリッド自動車

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

#### ■保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公共的機能を発揮させる必要のある森林で、「森林法」

に基づいて指定された区域。保安林内では、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

## マ行

■マイクロプラスチック問題 →P. 55 コラム参照

### ■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。見た目が涼しげなだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネルギーの手法として注目されている。

### ■ミニステーション

本市が2002(平成14)年6月から開始した不燃・資源ごみ回収の補完施設。回収品目は、新聞紙・ダンボール・雑誌・紙パック・古着・白色トレイ・缶・ビン類・廃食用油など。現在、市内に3箇所開設している。

## ヤ行

■焼津市環境にやさしい市民運動 →P. 39 コラム参照

■やいづビーチクリーン大作戦 →P. 55 コラム参照

## ラ行

■リバーフレンドシップ →P. 55 コラム参照

## 英数

### ■BEMS・FEMS・HEMS

エネルギーの消費を監視・制御するシステム。BEMSは商用ビル向け(Building)、FEMSは工場向け(Factory)、HEMSは住宅向け(Home)のもの。

### ■BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

### ■CASBEE静岡

静岡県建築物環境配慮制度では、建築物の環境性能を総合的に評価し、また、分かりやすく環境配慮の取り組みに関する情報を提供するため、「CASBEE静岡」という評価ツールを用いている。CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)は、2003(平成15)年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムである。いくつかの評価ツールで構成されており、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取り組みを考慮して作成したシステムが「CASBEE静岡」である。→P. 16 コラム参照

### ■COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

### ■CSR

「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会

的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取り組み内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけではなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

### ■ESCO事業

ビルや工場の省エネルギー化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

### ■ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のこと。

### ■ISO14001

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、①計画(Plan)、②実施(Do)、③点検(Check)、④見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

### ■NPO

民間非営利団体の略称。正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

### ■ppm

微量の割合を表す単位で濃度や含有率を示すのに用い、100万分の1を1ppmという。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1ppmとは1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が含まれていることを表す。

### ■PRTR法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、1999(平成11)年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物としての移動量を登録して公表するしくみ。

### ■SDGs(持続可能な開発目標)

2015(平成27)年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的な行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

### ■ZEH(ゼッチ)・ZEB(ゼブ)

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)の略称。大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

## 第3次焼津市環境基本計画

第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）  
焼津市気候変動適応計画

2023（令和5）年3月

焼津市市民環境部環境課

〒425-8502 静岡県焼津市本町2-16-32

TEL:054-626-2153 FAX:054-626-2183

URL:<https://www.city.yaizu.lg.jp>